

奄美大島コワーキングスペース
せとうちITベース By TARGET HOLDINGS
利用規約

本規約は優良なシェアオフィス・コワーキングスペースとなるように
作成されたものです。入会申込時に必ずお読みください。



せとうち IT BASE
By TARGET HOLDINGS

第1条（利用規約の適用）

本規約は、当社が運営する「せとうち IT BASE」において提供されるサービスに関わる一切の關係に適用されるものとします。

第2条（会員登録による利用）

(1) 会員として coworking space「せとうち IT BASA」を利用するには本規約に同意し、個人情報登録を行うほか、入会金をお支払いいただく必要があります。申込を行った利用者は、本規約の全てに同意したものとみなします。

(2) 申込の受領後、当社は以下に定める基準に基づき、いずれかに該当する場合については、利用をお断り致します。なお、以下の基準に該当するか否かの審査については当社が独自に行うことができるものとします。また、当社の独断と偏見で申込をお断りする場合もありとします。

1. 法令又は公序良俗に反する、又はその恐れがある事業を行っている場合、又は行おうとしている場合
2. 違法な活動を支援又は助長する、又はその恐れがある事業を行っている場合、又は行おうとしている場合
3. 政治結社、宗教団体、暴力団その他反社会的勢力に関する事業を行っている場合、又は行おうとしている場合
4. マルチ商法、無限連鎖商法等に関する事業を行っている場合、又は行おうとしている場合
5. その他当社が不適当と判断する事業を行っている場合、又は行おうとしている場合
6. 本規約に違反する場合

(3) 当社は会員（以下「月額会員」といいます）には、会員キーを作成します。

(5) 最低契約期間は6ヶ月間とします。

(4) 有料会員の方は、選択のプラン料金に従い月額料金を現金、クレジット決済、銀行振込、もしくは当社が指定する支払方法にて支払うこととする。

第3条（当社のサービス）

(1) 当施設利用者は、当社が別途定める期間及び時間の範囲内で、「せとうち IT BASE」のワーキングスペース及びトイレ等の共用スペースをご利用いただくことができます。但し、その他当社が企画・運営するイベント、セミナー等の都合により、一部制限となる場合があります。

(2) 当施設利用者は、当社が別途定める範囲内で、当社が提供するサービスをご利用いただくことができます。詳しくは当社ウェブサイト等をご確認下さい。

第4条（サービス及び設備の仕様変更）

(1) 当社のサービスは、当社が独自の判断で変更することができるものとします。但し、WEBサイトなどを通じて利用者に、速やかに変更を通知するものとします。

(2) 「せとうち IT BASE」は、オフィスの移転を含め、レイアウトの変更、設備の変更など、仕様を変更する場合があります。

(3) 利用者は、本規約の変更後に本サービスを利用した場合は、当該変更後の本規約等について同意したものとみなされます。

第5条（せとうち IT BASEの利用）

(1) 当施設利用者は、 coworking spaceを、当社が別途定める注意事項を遵守し利用するものとします。

(2) 月額会員が coworking spaceをご利用するにあたっては、第3条第3項に規定する会員キーの持参が必要となります。ご利用の際は必ずお持ち下さい。なお、会員キーの紛失・再発行には1つあたり1,000円（税込）の手数料を頂戴します。

(3) 当施設利用者は、 coworking spaceを現状のまま使用するものとし、造作の設置、工事等はできません。



せとうち IT BASE

By TARGET HOLDINGS

- (4)当施設利用者によるコワーキングスペースの使用は、コワーキングスペース及び共有スペースの共同利用に限り、占有権、建物の賃借権、その他一切の権利を付与するものではないことを、あらかじめ合意するものとします。
- (5)当サービスは基本朝の9:00から夜の9:00までの利用とします。

第6条(入会金)

- (1)月額会員は、当社所定の入会金(税抜き)を、使用開始日までに、現金、クレジット決済もしくは銀行振込により支払うものとします。
- (2)前項に定める入会金は、いかなる理由をもっても返金致しません。

第7条(利用料金)

- (1)月額会員は、会員プランに応じ、当社が規定する基本料金を支払うものとします。
- (2)月額会員の利用料金は、月末締め・翌月1日の請求とします(実際の支払日はカード会社によって異なります)。
- (3)月額会員の利用料金の支払いにはクレジットカード、銀行振込もしくは当社が指定する支払い方法を用いるものとします。
- (4)オプションサービスにかかる利用料金については、基本料金と併せて料金を支払うものとします。
- (5)月額会員が基本料金及びオプション料金(以下「利用料金」といいます)の支払いを遅延したときは、当該利用料金の元金に対し、支払期日の翌日から支払日に至るまでの日数に応じ、年率14.6%(1年を365日として日割計算)の遅延損害金をお支払い頂きます。
- (6)利用料金は、本件建物の賃料の変動、物価、公租公課、その他の経済情勢の変動等により、これを改定することができるものとします。

第8条(住所の利用)

- (1)固定アドレスプランを利用する会員を除き、ホームページ・名刺などへ「せとうち IT BASA」の住所を記載することはできません。

第9条(会員情報の変更・更新について)

- (1)会員は会員情報に以下のいずれかに該当する変更が生じた場合、速やかに、当社が定める方法により、当社に通知するものとします。

1. 商号その他登記事項に変更があったとき
2. 住所、氏名、連絡先
3. 営業譲渡、会社の組織変更、解散、営業停止等があったとき、またはその恐れがあるとき

第10条(禁止事項)

- (1)利用者は、以下に定める行為をしてはなりません。以下のいずれかに該当する行為を行い、当社、他の利用者、その他第三者に損害を及ぼした場合、その損害の全額を賠償する義務を負うものとします。

1. 危険物、ペット、その他他人の迷惑となる物品を持ち込むこと
2. 法令又は公序良俗に反する行為をすること
3. コワーキングスペース内の飲酒、指定場所以外での喫煙、騒音、その他「せとうち IT BASE」の円滑な運営、秩序の維持・保全を害する行為
4. 他の施設利用者の名誉・信用、プライバシー・肖像権等の人格的権利を侵害する行為
5. その他本規約に反する一切の行為
6. その他当社が合理的に判断して不当と判断する行為



第11条(調査権)

(1)当社は、会員の利用状況について確認、調査できる権利を有するものとします。

第12条(利用者による解約)

(1)利用者は、本サービス利用契約の解約を希望する場合、解約を希望する月の前月25日までに、当社所定の方法による届出を行い、当社が指定する解約のための手続を取ることで、いつでも本サービス利用契約を解約することができるものとします。この場合において、利用者は、本サービスの利用料金について未払い額があるときは、直ちにその全額を当社に対し支払うものとします。

(2)前項の場合において、本サービス利用契約の解約日は、利用者が解約を希望する月の末日とします。

第13条(強制退会)

(1)利用者が以下のいずれかの事由に該当する行為を行った場合、当社は、何らの通知、催告を要せず、独自の判断により「せとうち IT BASE」利用をお断りする場合がございます。

1. 会員登録時の情報や書類に虚偽があった場合
2. 当社や他の利用者又は第三者に損害を与える恐れがあると、当社が判断した場合
3. 利用料金等の支払いを期日までに行わない場合
4. 第12条に違反する行為を行った場合、又は行おうとした場合
5. その他本規約のいずれかに違反した場合

第14条(原状回復)

(1)施設利用者がコワーキングスペース内の備品及び設置機器を破損した場合、当社は、利用者に対し損害金を請求出来るものとし、利用者は速やかに原状回復に要する損害金を支払うものとします。

第15条(施設・サービスの中断)

(1)下記の事由により、事前に告知することなく、やむを得ず一時的にサービス提供の中断や利用制限を行う場合がございます。この場合に利用者に対して発生した損害に対し当社は一切、責を負いません。

1. 設備の保守、点検、修理などを行う場合
2. 火災・停電等の事故により本サービスの提供ができない場合
3. 天変地異、テロ、その他の不可抗力事由に基づき、本サービスの提供が不能な場合
4. その他、当社が合理的と判断する事由により本サービスの提供を中断する場合

(2)当社が賃貸する本建物にかかる賃貸借契約が、当社の経営上の理由、その他事由を問わず解除された場合、会員は、前条の定めに基づき、当社の定める期間内に明渡をすることに、あらかじめ合意するものとします。

第16条(自己責任の原則)

(1)当社は、本規約に定める事項のほか、以下の内容につき、一切の責任を負いません。

1. 利用者間、または利用者と第三者との間で生じたトラブル
2. コワーキングスペース内における、利用者の責めに帰すべき事故
3. コワーキングスペース内の盗難・紛失

第17条(協議事項)



本規約の解釈に疑義が生じた場合、または本規約に定めのない事由が生じた場合は、当社および利用者は協議の上、解決するものとします。

第18条(直轄裁判所)

利用者と当社の間で生じる一切の紛争については、東京簡易裁判所または東京地用裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

令和2年3月20日制定